

## 評価基準

## 東恩納地区周辺土地利用基本計画策定業務（その1）

## 評価基準（一次審査）

評価項目		評価の着眼点	配点	
企業の評価	企業の実績	<p>過去5年以内の『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に関する業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大5件）</li> </ul>	10	
技術力	業務実施体制	<p>会社全体として業務へのバックアップ体制が確保されている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「主たる担当技術者」を除く担当技術者数</li> <li>・「主たる担当技術者」を除く担当技術者の有資格は、技術士（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）</li> </ul>	6	
	予定技術者の能力及び実績	管理技術者実績	<p>過去5年以内の『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に従事した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大3件）</li> </ul>	3
		主たる担当技術者能力	<p>主たる担当技術者の保有資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各資格の難易度による判定</li> </ul>	2
		主たる担当技術者実績	<p>過去5年以内の『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に従事した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大3件）</li> </ul>	3
	地域精通度	管理技術者実績	<p>うるま市または沖縄県内に係る『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に従事した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大3件）</li> </ul>	3
		主たる担当技術者実績	<p>うるま市または沖縄県内に係る『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に従事した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大3件）</li> </ul>	3
企画提案	業務実施方針	<p>業務の実施方針、手法、業務遂行上の配慮事項、実施フローについて総合的に評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の背景・目的や業務仕様書（案）の要件等を十分に理解しているか</li> <li>・目的等を踏まえた業務実施方針となっているか</li> </ul>	15	

企画提案	業務工程	業務を円滑に遂行できる工程となっているか評価	15
合計			60

- 1 一次審査は事業応募者総数が4社以上の場合に実施する。
- 2 順位の設定は、提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、最も点数の高い提案者の順位点を「4点」、次点を「2点」、3位を「1点」とし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が高い上位3者を一次通過者とする。
- 3 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を設定する。
  - (1) 評価項目「企画提案」の点数が高い者を上位とする。
  - (2) (1)で同点の場合は、委員長の順位が高い者を上位とする。
  - (3) (2)で同点の場合は、副委員長の順位が高い者を上位とする。
  - (4) (3)で同点の場合は、「東恩納地区周辺土地利用基本計画策定業務(その1)受託候補者選定委員会設置要領」別表の委員の順番で順位が高い者を上位とし、同点の場合は以下繰り返す。
- 4 一次審査の点数は、評価項目「企業の評価」及び「技術力」のみ二次審査に引き継ぐものとする。

## 評価基準

## 東恩納地区周辺土地利用基本計画策定業務（その1）

## 評価基準（二次審査）

評価項目		評価の着眼点	配点	
企業の評価	企業の実績	<p>過去5年以内の『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に関する業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大5件）</li> </ul>	10	
技術力	業務実施体制	<p>会社全体として業務へのバックアップ体制が確保されている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「主たる担当技術者」を除く担当技術者数</li> <li>・「主たる担当技術者」を除く担当技術者の有資格は、技術士（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）</li> </ul>	6	
	予定技術者の能力及び実績	管理技術者実績	<p>過去5年以内の『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に従事した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大3件）</li> </ul>	3
		主たる担当技術者能力	<p>主たる担当技術者の保有資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各資格の難易度による判定</li> </ul>	2
		主たる担当技術者実績	<p>過去5年以内の『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に従事した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大3件）</li> </ul>	3
	地域精通度	管理技術者実績	<p>うるま市または沖縄県内に係る『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に従事した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大3件）</li> </ul>	3
		主たる担当技術者実績	<p>うるま市または沖縄県内に係る『都市計画マスタープラン』や『まちづくり基本計画』に従事した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似業務は評価の対象としない</li> <li>・実績件数（最大3件）</li> </ul>	3
	小計			30
企画提案	業務実施方針	<p>業務の実施方針、手法、業務遂行上の配慮事項、実施フローについて総合的に評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の背景・目的や業務仕様書（案）の要件等を十分に理解しているか</li> <li>・目的等を踏まえた業務実施方針となっているか</li> </ul>	10	

企画提案	業務工程	業務を円滑に遂行できる工程となっているか評価	5
	意向調査の範囲	魅力あるまちづくりを実現するため、意向調査の対象者及び規模が適切であるか評価 ・目的を達成するのに適切な調査範囲及び規模であるか ・規模については、具体的な数値の記載があるか	10
	地権者等の意向把握手法	地権者等意向を的確に把握することができる手法となっているか評価 ・回収率が期待できる手法が提案されているか ・回収率を高めるため、有効な対策の提案がされているか	15
	開発コンセプトの立案	当該地区における立地条件や地理的優位性等を踏まえ、コンセプトを検討するうえで、求められる役割等の考え方・検討方法等が、的確かつ独自性があるか評価	15
	追加の提案	業務の完成度を高めるための創意工夫があるか評価 ・業務仕様書（案）に示す以外の提案があるか確認	10
	プレゼンテーション	企画提案の内容と整合し、資料が分かりやすく整理されており、プレゼンテーションでその内容が確認できるか、応答内容の的確性について評価	5
小計			70
合計			100

#### 提案者の順位の決定及び最低基準点の設定

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、最も点数の高い提案者の順位点を「4点」、次点を「2点」、3位を「1点」とし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も高いものを受託候補者とする。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - (1) 評価項目「開発コンセプトの立案」の点数が高い者を上位とする。
  - (2) (1)で同点の場合は、評価項目「地権者等の意向把握手法」の点数が高い者を上位とする。
  - (3) (2)で同点の場合は、委員長の順位が高い者を上位とする。
  - (4) (3)で同点の場合は、副委員長の順位が高い者を上位とする。
  - (5) (4)で同点の場合は、「東恩納地区周辺土地利用基本計画策定業務（その1）受託候補者選定委員会設置要領」別表の委員の順番で順位が高い者を上位とし、同点の場合は以下繰り返す。

#### 3 最低基準点の設定

最低基準点は60点とし、各委員の評価点の平均点が60点に満たない場合は応募が1社であっても選定を見送る。